

学校体育施設の開放について

地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場及び子どもの遊びの場を提供するため、学校教育活動に支障のない範囲で学校体育施設を開放します。

使用方法は4月1日から次のようになります。

1. 使用対象

(1) 登録した団体

仙北市在住・在学・在勤の方で組織した団体で

- ① 構成員は、成人を含む10名以上であること。
- ② 「学校施設管理運営委員(以下、運営委員)」の職務を遂行できる適格者のいる団体であること。

(2) 団体登録の手続き

- ① 登録申請書は、教育委員会生涯学習課に直接提出する。
- ② 登録にあたっては、各団体で代表者のほかに運営委員2名を選任し申請する。
- ③ 運営委員は、満20歳以上の成人で職務遂行のできる者であること。
- ④ 登録にあたっては、構成員名簿を添付して申請すること。
- ⑤ 登録有効期間は、登録証が交付されてから年度末(3月31日)までとする。

【登録の流れ】

団体
(スポ少を含む)

※団体登録
申請書提出

仙北市教育委員会
生涯学習課

※団体登録証交付
※運営委員証交付

団体
(運営委員)

2. 使用手続きと使用方法

(1) 毎月15日より翌月分の受付開始。各団体の運営委員は申請書を使用する日の10日前まで生涯学習課に提出し、許可を得なければならない。

(2) 体育館使用の場合

運営委員は、使用日に鍵管理人に運営委員証を提示し、鍵を受け取る。施設使用后、原状回復、施設設備、施錠等の点検をし、鍵管理人に鍵を返却する。運営委員は、その都度使用報告書を作成し、月末までにまとめて生涯学習課に提出する。

グラウンド使用の場合

運営委員は、使用后、原状回復、施設設備の点検をし、その都度使用報告書を作成し、月末までにまとめて生涯学習課に提出する。

※鍵管理人は各学校区ごとに教育委員会が委嘱する。

※使用許可申請書・使用報告書はFAXでも可とする。

3. 開放時間と使用日数・時間

(1) 開放時間は、各学校が決めた時間とする。

(2) 使用日数は、1団体1週につき3日以内とする。(但し、スポ少は4日以内)

(3) 使用時間は1回につき、4時間以内とする。

※開放しない日 8月13日～15日 / 12月28日～翌年1月3日

※スポーツ少年団が使用する場合には、1回当たりの使用時間は、2時間を越えないこと。(但し、大会等の関係で使用する場合はその限りではない)

●詳細につきましては、仙北市教育委員会生涯学習課に
直接お問い合わせください。 TEL(43)3383 FAX(54)1727